

【論文】

制度から見た「幼保一元化」政策の比較研究

—台湾の幼稚園と日本の認定こども園の位置付けと役割に焦点をあてて—

京都大学 廖 于 晴
名古屋女子大学 門 松 愛

1. はじめに

日本と台湾では、少子化及び家族形態、就業構造の変容などの影響をうけて、幼児教育・保育によってどのように子どもや保護者を支援するのか、また、施設の不足を補完するのかが課題になっている。こうした背景のもとで、幼児教育施設の増設と再編、施設と地域連携の向上及び教員資格の構築に関する政策がしばしば打ち出されている。これまで幼児教育において軸として考えられて来た「教育」と「養護」の概念があらためて考え直され、より多様な教育ニーズに対応できる幼児教育制度や施設の形成が模索されている。

日本では、2000年に中央教育審議会の「少子化と教育について（報告）」によって、幼児教育の全般的な検討が提起された。こうした方針に基づいて、2001年「幼児教育振興プログラム」が策定され、「教育基本法（2006年）」、「学校教育法（2007年）」の改正、幼稚園教育要領の改定など様々な措置によって、幼児教育・保育施設の充実、子育て支援などの制度の整備が図られた。また、構造改革施策のもとで地方分権化改革の一環として、家庭や地域との連携推進も構想されるようになった。こうした一連の施策の中で、より弾力的な幼児教育を提供するために、幼保一元化の議論がなされるようになり、幼児教育と保育サービスを総合的に提供する施設である認定こども園が導入された。認定こども園とは、これまで設置目的、対象者年齢及び管轄機関によって二分されていた幼稚園と保育所とは異なり、総合的な機能を持つ施設である。その類型は大きく「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」及び「地方裁量型」に分けられる。こうした多様な形式を有し柔軟な特徴を持つ認定こども園の導入によって、これまでの幼稚園と保育所の役割を統合し、より総合的な機能をもって様々な教育ニーズへの対応が目指されている。

上述の日本の状況に対して、台湾の幼児教育政策も同じように施設の統合及び制度の柔軟化を中心に展開されている。従来、台湾の幼児教育施設は、「幼稚教育法」及び「幼稚園施設基準」（原語、幼稚園設備標準）に基づく幼稚園、及び「児童と青少年福祉法」（原語、児童及少年福利法）に基づく托児所からなる。この2種類の機関は教員養成、行政管轄及びカリキュラムなどに求められる要件が異なっており、提供される教育や保育内容もばらつきがあるため、機関間の質をいかに把握・向上できるのかが課題になっている¹。こうした幼稚園と托児所からなる二元体系に生じた問題を解消し、子育て支援及び子どもの教育権利を保障するために、1990年代以降、幼稚園と托児所を統合する方案や政策などがしばしば打ち出されていた（詳細後述）。これらの施策として、2012年「幼稚教育及びケア法」（原語、幼児教育及照顧法）が公布され、これまで分けておこなわれてきた幼稚園と托児所の制度が統合された。こうした統合の動きは、台湾の幼児教育に大きな変容をもたらしただけでなく、アジア初の試みであった。同法によって、幼稚園及び托児所からなる台湾の幼児教育施設をすべて幼稚園に再編し、これまでの幼

稚園と托児所からなる二元的な幼児教育体系が一元化された。そして、2歳から小学校に進学するまで、子どもに均質的で統合的な教育と養護を提供することが、台湾における幼児教育の基本的な制度の枠組みになった。

近年、世界諸国の幼児教育改革では、科学技術の発展及び社会・経済の変容にともない、幼児教育段階の教育・組織がその役割を拡大させ、より総合的で幅広い機能を果たすことが求められる²。日本と台湾も同じように幼児を主体として教育と養護を組み合わせるより総合的な幼児教育を提供しようとしているだけでなく、さらに幼児教育段階を初等教育から高等教育までの教育制度とより一貫性をもたせるように結びつけていくことも求められている³。こうした動きのもとで、日本と台湾の幼児教育改革では、単に総合的な幼児教育・教育組織の提供をおこなうだけではなく、その展開の基礎となる制度的側面でも一元化が検討されてきた。日本と台湾の幼保一元化に関する研究は多く蓄積されているものの、それらの多くは、教育と養護をめぐる理念や幼児教育の役割などの検討⁴、または政策に関する課題の提示である⁵。制度に関して、施設に焦点をあてて分析を行う研究がいくつか存在しているが、幼児教育諸制度に対して体系的に検討をおこなっていない⁶。これらの先行研究によって、幼保一元化の理念及びそれに関する幼児教育・教育施設の改革動向やそれに関する施設の改革動向は、一定程度解明されたものの、幼児教育・保育に関する諸制度間の構成に関して議論する余地がある。また、両国間の比較検討も限られている⁷。

上述の課題をふまえて、本稿では、幼保一元化または一体化施策を進めてきている日本と台湾の総合的な幼児教育・保育施設に焦点をあてて、それらの施設の導入経緯、目的と理念、制度的な枠組み、及び発展状況を検討し、施設の位置付けと役割を解明することによって、日本と台湾における幼児教育統合政策の異同及び課題を明らかにすることを目的としている。これまで検討してきたように、台湾と日本における幼児教育・保育政策が主に幼児教育と保育を統合する方針で進められていると考えられるものの、それら展開の方針にはいくつかの差異が観察できる。たとえば、日本の幼保一元化政策は総合的な施設の導入だけでなく、地域や家庭との連携推進も重視されている。一方で、台湾の一元化政策は比較的中央主導で全般的な組織再編を中心としている。こうした政策と制度形成の差異は、社会文化、就労形態及び子育ての方針などの展開が異なっていることと関連している。それとともに、国によって幼児教育に対する異なった価値観や扱い方も伏在していると考えられる。このように社会、経済発展または価値観の差異があるため、日本と台湾における幼児教育を直接に比較することはできないが、幼児教育施設及びそれに関連する諸制度の変容から、幼児教育一体化または一元化政策の意図や現状が窺えるであろう。

本稿の構成は以下の通りである。第2節と第3節では、日本と台湾における幼児教育政策について触れた上で、総合的な幼児教育施設の導入経緯を検討する。そして、総合的な幼児教育施設の理念と目的、設置基準、及び全体的な幼児教育機関の量的変容を分析することによって、幼児教育の一体化政策の展開をそれぞれ解明する。それらの検討に基づいて第4節では、日本と台湾の一元化政策、幼児教育施設及び関連する制度の比較分析をおこなう。最後に、これらをふまえて、日本と台湾における幼児教育の一元化政策の特徴及び課題を示したい。

2. 日本における認定こども園の導入と展開

2-1. 幼児教育政策と「幼保一元化」の動向

第二次世界大戦後 2006 年に至るまで、日本の幼児教育・保育は、文部科学省管轄の教育機関である幼稚園と、厚生労働省管轄の保育所とに分かれて進められてきた。幼稚園では、教育内容を定めるものとして幼稚園教育要領が制定され、教員は幼稚園教諭の免許状を持ち、保育所では保育内容を定めるものとして保育所保育指針が制定され、保育士の資格を持つものが保育にあたるというように二元的な体制となっていた。この体制が変化したのは 2006 年の認定こども園法の制定による認定こども園の導入後である。本節では、まず、認定こども園が導入されるに至った経緯を簡潔に整理していきたい。

幼稚園と保育所の一体化に関しては、1963 年の文部省・厚労省の共同通知によって「保育所の持つ機能のうち、3～5 歳児の教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましい。」⁸とされ、両者の内容の共通性の確保が模索されてきた。しかし、昭和の時代においては、1981 年幼稚園及び保育所に関する懇談会報告において「幼・保はそれぞれ異なる目的、機能の下に必要な役割を果たしてきており、簡単に一元化できる状況ではない。」⁹とされたように、幼保の一体化や一元化は明確に目指されてはいなかった。

この状況が、平成に入って、少子化問題が問われるようになることで一変する。1996 年地方分権推進委員会第一次勧告においては、「少子化時代の到来の中で、子どもや家庭の多様なニーズに的確に答えるため、地域の実情に応じ、幼稚園・保育所の連携強化及びこれらに係る施設の総合化を図る方向で、幼稚園・保育所の施設の共用化等、弾力的な運用を確立する。」とされた¹⁰。そして、平成 10 年には、「幼稚園と保育所の施設の共有化等に関する指針」、平成 14 年には「幼稚園と保育所の連携事例集」など、幼稚園と保育所の連携を模索する方策が進められていた¹¹。文部科学省資料（2004 年）では、「両施設の連携は進んできたが、地方分権や規制改革の視点、次世代育成支援対策の推進という観点からも、就学前教育・保育を一体として捉えた取組をさらに進める必要性が高まった。」として、幼保を一体とした「総合施設」の設置が検討されるようになったとされている¹²。同資料によれば、この「総合施設」に求められることとして、保護者の就労形態にかかわらず、希望する全ての幼児に教育の機会を提供すること、0 歳から 5 歳までの発達課題に対応した一貫した方針に基づく教育・保育の実施、保育者の事情等により選択可能な保育時間や入園年齢の設定等が示されており¹³、保護者の就労に関わらず全ての子どもに対して平等であり、かつ、多様なニーズに対応した施設が目指されていたことが読み取れる。その後、平成 17 年（2005 年）中央教育審議会答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」において、「総合施設」での幼児教育・保育の在り方が提言された¹⁴。そこでは、家庭や地域社会と連携した総合的な幼児教育の推進、幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実、少子化が進行する中での効率的な施設運営、保護者の就労の有無・形態等を問わない子ども視点の幼児教育・保育の提供といったことを背景として、「総合施設」が必要であり、平成 18 年（2006 年）から本格実施を目指すこととされた。少子化による効率的な施設運営とは、地方において子どもの数が減少し、一方では共働き世帯が増加するなかで、幼稚園は募集定員を下回る子どもの数であるのに対し、保育所は募集定員を上回り、いわゆる待機児童が発生してしまっているという施設と利用者のニーズとの不一致を意味していると考えられる。このように、子どもを取り巻く社会状況の変化、特に少子化、共働き世帯の増加によって「総合施設」の設置が目指されるようになったと言える

だろう。

しかし、同答申の別紙「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について（審議のまとめ）」において「総合施設は、多様化する幼児教育・保育のニーズに対し、例えば少子化が急速に進行している過疎地域など、地域によっては幼稚園や保育所といった既存の制度の枠組みだけでは必ずしも柔軟な対応が困難な場合があることを踏まえ、こうしたニーズに適切かつ柔軟に対応することが可能な新たなサービス提供の枠組みを示そうとするものである。したがって、地域の幼児教育・保育のニーズに対して、既存の幼稚園や保育所の機能の拡充、組合せ・連携の強化等により対応するのか、あるいはこうした対応を基盤としつつ、更に新たな枠組みである総合施設を組み合わせで対応していくかは、地域の実情に応じて判断されるべきものである。」（下線部筆者）¹⁵とされているように、「総合施設」の設置は、あくまでも地域の実情に応じた判断によるものであり、換言すれば、国全体として幼稚園と保育所の統合を進めていくものではないとされた。同答申に基づいて 2006 年には認定こども園法が成立し、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設が誕生するが、この別紙での言及に見られるように、日本においては、幼保一元化とは地方の実情に合わせた一体的機能を持つ施設の誕生を意味するものであり、例えば幼稚園と保育所の管轄省庁の一元化や、幼稚園と保育所の保育内容を定める指針・要領の一元化、教員・保育者の資格の一元化を全国的に進めるということの意味しない。むしろ、認定こども園の管轄省庁が内閣府であり、保育内容、資格ともに幼稚園や保育所とは異なる名称をもつことを考慮すれば、日本における認定こども園の成立は、幼保三元化とも捉えることができるものとなっている。この点を踏まえたうえで、認定こども園の制度的な詳細について、次節で詳細に確認していく。

2-2. 認定こども園の制度的な枠組み

平成 18 年（2006 年）に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（通称「認定こども園法」、以下、認定こども園法と記す）によって、認定こども園が成立した。同法の目的は、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資すること」であり、換言すれば、地域の実態やニーズに応じた就学前の子どもの教育・保育の提供と解釈できる。

同法において、認定こども園は、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の 4 類型に分けられた。幼保連携型は、幼稚園機能と保育所機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設のタイプ、幼稚園型は、認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えるタイプ、保育所型は、認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どものも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプである¹⁶。将来的には、幼保連携型認定こども園に集約することが望まれるとされ¹⁷、平成 26 年（2014 年）に出された認定こども園の教育・保育内容に関する省令の名称は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」となっている。認定こども園法は、平成 24 年（2012 年）に一部改正され、2020 年現在の制度となつて

いる。そのため、以下では、改正された法律に基づいて、2020年時点での認可基準、教員資格、対象者、課程内容などについて整理する。

まず、認可基準について、表2-1にまとめた。表2-1に示すように、幼保連携型認定こども園の設置基準に関しては、原則として幼稚園または保育所のどちらか（または双方）の基準に準ずる内容となっている。幼保連携型認定こども園の特徴が表れている事項としては、職員資格は、幼保連携型であれば保育教諭を配置するものとされていることがある。保育教諭とは、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併用している者である。つまり、保育教諭になるための新たな教員養成課程の設置や資格要件の設置はなく、既存の免許状、資格の要件のままに保育者養成はおこなわれている。その他の認定こども園では、満3歳以上は幼稚園教諭と保育士資格の併有が望ましいとされ、満3歳未満では、保育士資格が必要となっている¹⁸。また、学級編成では、満3歳以上の教育時間相当利用時及び教育及び保育時間相当利用時の共通の4時間、換言すれば、幼稚園の教育時間にあたる時間帯については、学級を編制することとされている。そして表2-1には記していないが、教育・保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて教育・保育を実施（幼稚園型は幼稚園教育要領、保育所型は保育所保育指針に基づくことが前提）とされる。

表2-1. 幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園の認可基準の相違の概要

諸制度	幼稚園	保育所	幼保連携型認定こども園
設置者（基本）	国・地方公共団体・学校法人・個人	地方公共団体・社会福祉法人	国・地方公共団体・社会福祉法人（特例）・学校法人・個人
学級編成	学級を編制することが前提	規定なし	満3歳以上の共通利用時間（4時間）は学級を編制
園舎・保育室等の面積	1学級180㎡、2学級以上320+100×（学級数-2）㎡ 原則2階建て以下	園舎面積は基準なし 乳児室1人1.65㎡以上、 ほふく室1人3.3㎡以上、 保育室または遊戯室1人1.98㎡以上	園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育に係る部分は除く）は幼稚園の基準と同じ。乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室は保育所の基準と同じ。階数規定はなし
職員配置基準	35:1	0歳児：3:1、1、2歳児：6:1、3歳児：20:1、4～5歳児：30:1	幼稚園機能については幼稚園、保育所機能については保育所に相当
職員	幼稚園教諭免許	保育士資格	年齢に応じるが原則双方（保育教諭）

内閣府「幼保連携型認定こども園の認可基準について（平成26年）」をもとに筆者作成。

次に、認定こども園を利用できる子どもは、0～小学校就学までの全ての子どもである。認定こども園法に関連して平成24年に制定された子ども・子育て支援新制度において、当該年齢の子どもは、1号認定、2号認定、3号認定と区分される。簡潔に説明すれば、1号認定は、もともと幼稚園を利用していた幼児と言え、保育の必要がない満3歳以上の子どもである。2号認定は、もともと保育所を利用していた幼児と言え、満3歳以上の保育の必要がある子ども、3号認定も同様に保育所を利用していた

幼児と言え、満3歳未満の保育の必要がある子どもである。つまり、認定こども園においては、1号認定から3号認定まで利用区分の異なる子どもが混在し、例えば、1号認定の子どもと2号認定の子どもがともに14時まで教育・保育を受けるが、それ以降は1号認定の子どもは帰園し、2号認定の子どもは残るといったことが起こり得る制度となっている。

最後に、課程内容について、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、幼稚園における幼稚園教育要領と保育所における保育所保育指針の内容が合わさったものとなっていると解釈できる。もともと、幼稚園教育要領と保育所保育指針においても、教育・保育内容の基本構成である5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）については、保育のねらいと内容ともに3歳以上は全く同じ内容が記載されている。そのため、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」においても3歳以上の内容について、幼稚園教育要領と保育所保育指針の内容と相違ない。ただし、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、「第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項」として、入園した子どもの在園時間の長短に関しての言及があることは注目される。例えば、在園時間の長短に関しては、「在園時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ、園児の生活が安定するよう、家庭や地域、幼保連携型認定こども園における生活の連続性を確保するとともに、一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。…（中略）…満3歳以上の園児については集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。」などの言及がある¹⁹。このように、利用時間の異なる子どもが混在することに対する特別な言及はあるものの、それ以外の特に教育・保育の基本的な理念や内容に係る部分に関しては、幼稚園教育要領と保育所保育指針と同様の内容となっている。

以上、認定こども園に関する基準等について概観した。原則として、認可基準や教育・保育内容に関しては既存の幼稚園及び保育園と大きな変更のない制度となっており、地域の実態やニーズに合わせて、幼稚園や保育園の機能を柔軟に発揮できるようにするために認定こども園が作られたという設置の経緯を反映している内容となっていると言えるだろう。

2-3. 幼児教育・保育施設の量的な展開

本節では、認定こども園の導入が与えた影響を間接的に検討するために、幼児教育・保育施設の量的な展開について検討する。幼稚園、保育所、認定こども園について、それぞれの園数および幼児数の経年変化を示したものが図2-1である。

図2-1及び図2の出典となった統計データから分かることとして、第1に、認定こども園が増加するにつれて数が減少しているのは、幼稚園数および幼稚園幼児数であることが指摘できる。ここから推察されることは、認定こども園に移行した園は、保育所よりも幼稚園が多いことである。この背景として、待機児童問題に代表されるように、もともと保育所不足が課題となっていたなかで、少子化により幼稚園の定員充足率が下がっていたことが考えられる。そのため、利用者の少ない幼稚園ではなく、預けたい保護者のニーズにより合わせた認定こども園の形に変更し、利用者の拡大がおこなわれたと推測される。第2に、図2-1では明確ではないが、それぞれの統計数値をもとに算出すると、幼稚園・保育所幼児数の総計は、2010年では、368万5984人であったのに対し、2018年には、410万2911人にまで増加している。人口統計によれば、0～6歳の子どもの数は747万1000人（2010年）から686万8000人（2018年）に減少しており²⁰、子どもの数が減っているのに対して、幼児教育・保育施設の利用児数

は増加していることとなる。もともと、日本の待機児童問題のなかでは、3歳未満児の待機児童数が多く、平成30年時点でも待機児童数の約88%が3歳未満児である²¹ことを考えると、この利用児数の増加は、3歳未満児の利用児数の増加と推測できるだろう。3歳以上のみを対象としていた幼稚園が、3歳未満も対象とする認定こども園に移行することによって、利用児数が拡大したとみることができるのである。

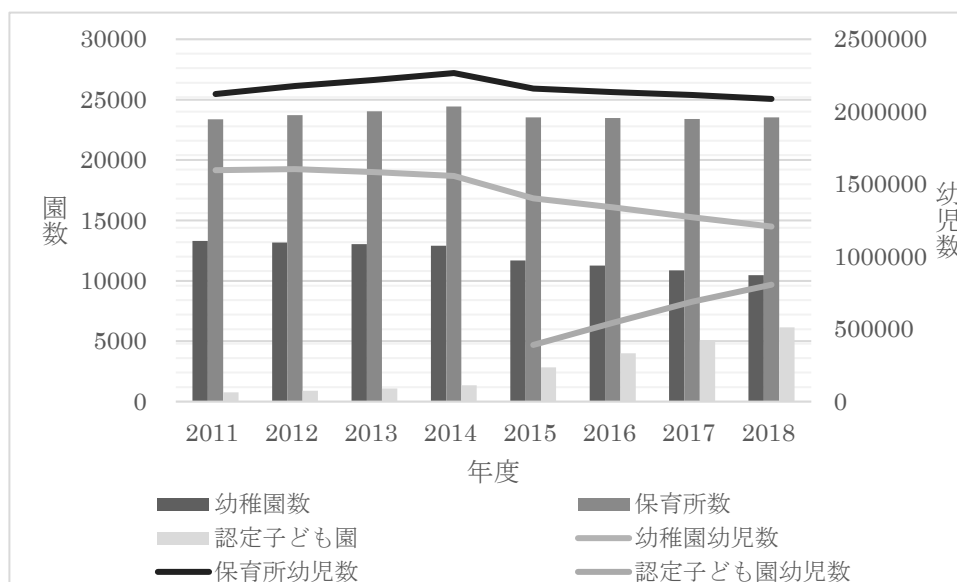


図2-1. 幼稚園、保育所、認定こども園の園数及び幼児数

(出典：文部科学省「文部科学統計要覧」、厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」、内閣府「認定こども園に関する状況について」をもとに筆者作成²²)

以上、日本においては、認定こども園の導入後、幼稚園数が減少し、幼児教育・保育施設の総利用児数は増加するという現象が起こったことが明らかとなった。認定こども園の導入の背景としてあったように、地域の実態やニーズに合わせた幼児教育・保育の展開が可能となってきていると捉えることができるだろう。

3. 台湾における幼児園の導入と展開

本節では、幼児教育制度の形成及びそれに関連する改革を説明する上で、制度的な枠組みから幼児園の導入によってもたされた影響を検討する。それから、幼児教育施設の量的な変化を分析する。このように政策、制度及び量的な分析に基づいて、台湾における幼児教育一元化政策の動向及び特徴を解明する。

3-1 台湾の幼児教育における「幼托統合」の動向

それでは、台湾における幼児教育制度の形成及びそれに関連する変容をみてみよう。

台湾における幼稚教育制度は、国民党が台湾に移転する前に遡ることができる。1912年に中華民国成立後、中国最初の幼児教育機関である「蒙養院」を「蒙養園」に改称し、その後さらに「幼稚園」に改称された²³。1949年国民党が台湾に移転した後、従来の学制を踏襲して、幼稚園が主要な幼児教育機関

とされ、学校制度の一環として位置づけられる²⁴。それと同時に、幼児教育のニーズを満たすために、人的・財政的に幼稚園より簡易な幼児教育施設である托児所も設けられるようになった。托児所は、社会福祉の一環として子どもの養護を目的としている²⁵。このように、台湾の幼児教育制度は幼稚園と托児所からなる二元的な体系でおこなわれるようになってきた。幼稚園は教育機関として教育部に管轄され、4歳以上から国民小学（日本の小学校段階に相当）に入学する前の子どもを対象とする。托児所は保護施設として社会福祉部部門に管轄され、2歳から6歳までの子どもを対象としている。これらの2つの施設は募集できる子どもの年齢に重なりがあるが、それぞれが教育部門と社会福祉部門に管轄され、異なる目的、依拠法律、施設設置及び教員の雇用基準などを有していることから、幼児教育の質をどのように維持し、均等な教育を子どもに提供できるかが、課題としてしばしば問われてきていた²⁶。

こうした背景のもとで、1990年代から一連の教育改革の動きに対応するために、1994年に開催された「第七次全国教育会議」において、教育と養護の役割をともに果たすような幼児教育制度を整備する課題が提起された。また、幼稚園と托児所にかかわらず、すべての施設に統一の設立基準及び教員養成制度を設けるべきだと指摘された。これらの指摘をうけて、同年成立した「教育改革審議会」は、これまでの幼児教育が教育と子ども保護の役割が曖昧であり、制度として健全かつ明確な位置付けがないと指摘した。それに加えて、社会構造の変容、経済発展の成長及び共働き家庭の増加にともない、幼児教育に対するニーズが増加してきた一方で、政府の認可を得ていない幼児教育施設が大量に存在し、それらの施設、教育内容、教員の質などが把握できない問題も指摘された²⁷。これらの問題に対して、同審議会は教育と養護を統合する方策で幼児教育の改革を進め、子どもを中心とした教員養成、教育内容及び施設などの面で統合することを目的とすべきだと指摘した。この指摘に基づいて、1999年「托児及び就学前教育統合プロジェクト」（原語、托児与学前教育整合方案）及び「幼児教育の発展に関する中期計画」（原語、発展与改進幼児教育中程計画）などの案がしばしば打ち出されてきた。

上述した一連の議論と提案に基づいて、2000年に台湾の教育部（日本の文部科学省に相当）及び子ども福祉所管部門である内政部（日本の内務省に相当）と共同で「幼托整合推進委員会」を成立し、「幼托統合」の政策方針を確立し改革を進めてきた。「幼托」には、制度及び施設という2つの側面が含まれている。すなわち、幼児教育と子育て支援サービスといった2つの制度、及び、幼稚園と托児所という2種類の施設を示している。「幼托統合」とは、これら2つの制度、あるいは2つの施設を統合することを意味する。同委員会は教育と福祉所管部門、幼児教育の専門家と実務者を集めて、幼児教育一体化の政策方針及び具体案を作成することを目的としている。この委員会で提起された理念や制度的な構想が、その後の幼児教育の改革及び関連する法規の形成に大きく参照された。そのため、同委員会の決議は、2000年代以降の幼児教育一体化の動きを理解する際に、重要な手がかりであると考えられる。以下では、同委員会の決議及び研究結果のもとで作成された「幼托統合政策計画結論報告」（原語、幼托整合政策規劃結論報告）に基づいて、幼托統合政策に関する理念と目的、及び制度的な構想に分けて説明する²⁸。

まず、幼托統合政策及び制度形成の理念に関しては、普及性、統合性、生産性及び予防性といった4つの原則があげられる。普及性については、平等でお互いに助け合うような社会の形成及び国民の自己実現ができることを形成するために、幼児教育の提供は普及と平等の原則に従わなければならないと示している。そして、整合性は中央と地方政府機関及び民間の支援を用いながら、子どもと児童のニーズを統合し対応することを目的としている。それから前述とも関連しているが、生産性については、経済

発展と福祉を向上させるために、幼児教育制度は青年と壮年人の勤務時間に対応するとともに、次世代の労働参加、自己実現及び社会貢献といった概念と能力の育成が期待されている。最後に、予防性では、現代社会において、子育ての困難に対応しなければならないと示している。また、特別なケアが必要な障害児及びそれらの家庭の困難を早期発見し対応するために、それらのニーズに応えられるように、幼児教育施設、医療及びカウンセリングの資源を統合することも求められている。このように、幼托統合政策は、主に平等、普及及び子どもの発展に基づいて、社会・経済発展、多様な幼児教育のニーズを配慮しながら、統合的な教育と子育て支援を提供することを目的としている。

そして上述の理念に基づいて、幼托統合に関する制度的な構想では、より幅広い教育と子育て支援サービスの提供が求められている。具体的には、教育段階の延長と接続、及び公私立施設の連携推進に分けて説明することができる。まず、教育段階の延長と接続については、幼児教育制度は 12 年国民教育政策の方針に合わせて、6 歳未満の子どもに総合的な教育と養護を提供するだけでなく、6 歳以上の児童に対する子育て支援も幼托統合制度の一環として扱うべきだと考えられた。それに加えて、幼児教育と国民教育との接続を向上するために、5 歳の子どもの教育の義務化と無償化も提案された。こうした各教育段階間による接続性の向上が注目される一方で、公私立教育施設の連携推進によって、平等で多様な幼児教育の提供が図られている。「幼托統合政策計画結論報告」では、幼児教育施設を公共幼托体系と私立幼托体系に分けて、それぞれに異なる役割を担う制度が構想された。公共幼托体系は非営利的で、恵まれない子どものニーズに優先的に対応することを目的としている。そのため、公共幼托体系の授業料は子どもの家庭状況によって異なるように設定され、公的な資源を平等に配分できることが原則としている。また、私立幼托体系では規定された設立・運営基準を満たせば、多様な幼児教育や子育て支援を行うことができる。このように、異なる役割の分担によって、台湾における幼児教育を普及しながらも、平等で多元的な教育を提供できることが追求されている。

3-2 幼托統合政策のもとでの幼児教育制度的枠組み

上述した理念及び制度的な構想に基づいて、具体的な施設形態及び法律の枠組みなどの議論が積み重ねられ、幼児教育の改革が進められてきた²⁹。2012 年に至るまでに「幼児教育及びケア法」の公布によって、幼托統合政策が正式に実行されるようになった。同法に基づいて、幼稚園と托児所からなる台湾幼児教育施設は全て「幼稚園」に改制され、関連する所管機関、課程内容及び教員雇用などの規定にも統一の枠組みが設けられた。こうしたことから、これまで二元的な体系でおこなわれてきた幼児教育が、一元的な体系に転換され、大きな変容がもたらされた。本節では、「幼児教育及びケア法」及び関連する法律文書を手掛かりに、幼稚園、托児所、及び幼稚園の諸制度を比較することによって、幼稚園が導入された後の幼児教育制度の変容を解明する。

表 3-1 は幼稚園、托児所及び幼稚園に関する諸制度の比較表である。同表に基づいて、台湾における幼児教育制度の変容は、以下のように 3 点に分けてまとめることができる。

第 1 に、「幼稚園」及び「托児所」を「幼稚園」に転換することによって、幼児教育施設の役割及び位置付けが統合されるようになった。表 3-1 にみられるように、従来台湾の幼児教育制度は、幼稚園と托児所からなっていた。幼稚園は「幼稚教育法」に依拠し、児童の心身を健全に発展することを目的とし、教育部に管轄されて 4 歳から 6 歳までの子どもを対象としている。托児所は「児童と青少年福祉法」に

依拠し、こどもの心身健康を均衡的に発展させるだけでなく、家庭のニーズに対応し、働く女性の支援及び子ども福祉の向上を目的としている。同施設は内政部に管轄されて2歳から6歳までの子どもを対象としている。このように幼稚園と托児所がそれぞれに担っていた教育と養護の役割は、幼稚園への改制によって統合された。台湾の幼児教育施設は幼稚園に統一され、全て教育部に所管されるとともに、その対象も全て2歳から6歳の子どもを対象としている。なお、こうした改制の動きによって、従来区別されていた管轄機関や対象の統合がなされただけでなく、施設の改制によって幅広いニーズに対応しようとしている。2012年幼托統合政策の施行にともない、各幼稚園と托児所は同年に「托児所及び幼稚園改制幼稚園規定³⁰⁾」(原語、托児所及幼稚園改制幼稚園辦法)に基づいて、建物、施設、設備及び教職員の規模を「幼児教育とケア法」のもとで満たし、改制の申請をしなければならないこととなった。また、2013年までに幼稚園に転換できない場合は運営許可を取り消すことになっている。このように幼児教育施設の整備や把握により、より幅広く、課程と地域の連結を推進しながら、多様な教育や養護のニーズに対応しようとする意図が窺える。

表 3-1 幼稚園、托児所及び幼稚園の比較表

施設形態	幼稚園	托児所	幼稚園
理念と目的	児童の心身の健全な発展。	子どもの心身健康を均衡的に発展、家庭のニーズに対応、働く女性の支援、子ども福祉の向上。	家庭と地域との協力に基づいて、子どもの心身健康の維持、良好な習慣の育成、生活経験の充実、協働能力の育成、美的経験の備え、創造力の発展、アイデンティティの構築、及び環境意識の向上をおこなう。
管轄機関	教育部	内政部	教育部
法律根拠	幼稚教育法	児童と青少年福祉法	幼児教育とケア法
対象年齢	4歳～6歳	2歳～6歳	2歳～6歳
課程・活動内容	「幼稚園課程標準」に基づいて、健康、遊び、音楽、仕事、言語及び自然、社会、算数に関する基礎概念を学ぶ	「托児所教保ハンドブック」(原語、托児所教保手冊)に基づいて、生活習慣の育成、生活と支援(遊び、音楽、仕事、ストーリーと歌、常識など)及び健康管理と教育を学ぶ	「幼稚園教保活動課程大綱」に基づいて、認知識別、表現とコミュニケーション、関心と協働、推理と鑑賞、想像と創造、自主管理といった6つの資質・能力を育成
教員資格	幼稚園教師	教保人員	幼稚園教師・教保人員

出典 幼稚教育に関する法律と諸制度の規定により、筆者作成。

第2に、上述した施設を幼稚園に改制することにともない、そこで提供されていた課程・活動内容においては国民小学との接続性が強化されるようになった。表 3-1 に示したように、幼稚園と托児所の目的は異なっているが、子どもの成長においては教育と養護のニーズへの対応を分けることができないため、幼稚園と托児所の課程・活動内容は実際には類似している³¹⁾。幼托統合政策の実施にともない、幼児教育施設の課程・活動内容がさらに統合されただけでなく、その内容も国民小学との接続が強化されるようになり、資質・能力に基づいて制定されるようになった。台湾では義務教育延長の実施(原語、十二年国民教育)³²⁾にともない、2014年から「十二年国基民本教育綱要」が制定され、資質・能力(Competency)の育成が主要な目的と理念となっている³³⁾。初等教育段階から後期中等教育段階までに、

資質・能力の育成に基づいて課程、科目の提供が行われるようになった。こうした小中高教育段階課程要領の変容に対応するために、2017年「幼稚園教保活動課程大綱」が修正公布され、学習の多様化、課程内容の特色化及び各教育段階との連結強化が求められてきた³⁴。同大綱では、「十二年国基民本教育綱要」に設けられた資質・能力³⁵に対応する6つの資質・能力（表1に参照）が設定され、子どもが現在と将来の生活に対応できる知識、能力と態度の形成が求められている³⁶。このように、幼稚園の課程・活動内容の目標を国民小学との統合することによって、教育段階間の接続性の向上が図られている。

第3に、第1と第2の変容とも関連しているが、教員資格の枠組みにも質の向上及び一元化をする動きがみられる。従来、幼稚園と托児所の教員になるためには、それぞれに幼稚園教師と教保人員の資格が求められている。幼稚園教師の資格は、幼児教育に関する専攻分野やコースの修了及び大学学歴を有し、1年間の実習を経て教員資格試験に合格した者が取得することができる。そして、托児所の教員は教保人員及び助理教保人員といった2種類に分けられる。教保人員は専科学校（日本の高等専門学校段階に相当）以上の学歴を持つ、幼児教育に関する専攻分野やコースを修了した者である。助理教保人員は後期中等教育段階以上の学歴を持つ、幼児教育に関する課程を習得した者である。こうした施設によって2つに分けられた教員資格の枠組みは幼托統合政策の施行によって組み合わせられるようになった。幼稚園教師及び教保人員（助理教保人員含む）の資格取得者はともに幼稚園の教員になれるものの、募集対象の年齢、クラスの規模によって設置すべき教員が異なっている³⁷。原則として、2歳から3歳までの子どもを募集対象とする場合は、1クラス8人以下（8人以上）で1人（2人）の教員を配置しなければならない。クラスごとの収容子ども数は16人までである。そして、3歳から6歳までの子どもを対象とする場合は、1クラス15人以下（15人以上）で1人（2人）の教員を配置しなければならない。クラスごとの収容子ども数は30人までである。そして、それらのクラスで配置する教員の中で、最低1人が幼稚園教師の資格を取得している必要がある。教保人員数は全体教員数の3分の1を超えなければならない。なお、幼稚園教師の資格は、幼稚園教師資格の枠組みに相当し、「教員養成法」（原語、師資培育法）に基づいて取得することができる³⁸。

3-3 幼児教育施設の現状

次に、幼児教育に関する純在学率と施設数の経年変化をみてみよう。

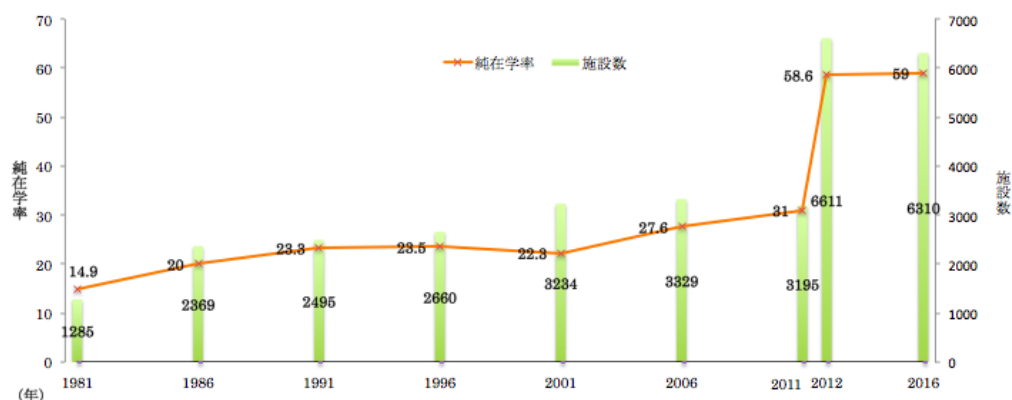


図3-1 台湾における幼児教育の純在学率と設置数（1981年度～2016年度）

出典 教育部『中華民國107年度教育統計』2018年、2-4頁；59頁により、筆者作成。

図3-1は、1981年度から2016年度までの台湾の幼児教育に関する施設数及び純在学率を示している。ただし、ここで示した幼児教育施設数は、2011年以前は幼稚園数であり、2012年以降は幼児園数である。そのため、2011年以前の托児所の状況が説明できない。しかし、この図に基づいて、2012年幼托統合政策が実施された前後に、幼稚教育制度に大きな変容があったことが一定程度確認される。具体的には、以下の2点に分けて説明することができる。まず、幼児教育施設数は年度によって増加数が異なっているが、1981年から1986年間の急激な増加を除いて、2012年以前におおよそ年間100校から600校ぐらいの程度で徐々に増加し、2000年代に入ってから3000校程度を維持している。その後、2012年に全ての幼児教育施設が幼児園になったことにもともない、その施設数は1年で約6000校に増加した。そして、純在学率にも同じような傾向がみられる。純在学率は1981年度から1986年度にかけて14.9%から20%に増加し、その後の15年間はおおよそ2割前後を維持していた。それから、2006年に改めて増加の傾向がみられ、2011年の純在学率は3割で、2012年の変革にもともなってさらに58.6%に達して維持されてきた。ここで注意すべきなのは、こうした数値の増加は、施設の増設によるものではなく、托児所の数値を幼児園に転換して算出されるようになったことに起因することである。こうした数値の変化に鑑みると、幼托統合政策では、托児所を幼児園に改制し、正式に幼児教育段階の中に位置付けることによって、幼児教育の普及が図られていると言えるだろう。

上述をまとめると、2012年以降台湾の幼児教育制度では、全ての幼児教育施設を幼児園に転換し、施設の整備及び教員資格・採用枠組みの確立によって、幼児教育の質を一定程度把握しながら、幼児教育の普及及び多様で幅広い教育、子育て支援サービスの提供が求められていると考えられる。

4. 比較考察

これまでみてきたように、日本と台湾は同じように幼児教育に関する施設や制度を統合する動きがみられるものの、それらの施策がいくつかの差異が存在する。それに関しては、はじめに述べたように、子どもの教育や家庭の役割など価値観の差が伏在しているが、本稿では議論の対象外とする。ここでは幼児教育施設の諸制度からみていきたい。両国の制度的な比較として、表4-1に示したようにまとめることができる。第1に、日本と台湾の幼児教育改革ではともに少子化に直面し、幼児教育の多様化が図られているという共通点をもつ一方で、台湾は質保証、国民小学との接続などの課題にも注目している。第2に、施設の提供に関する理念と目的はともに平等で多様なニーズへの対応を目的としている。それに加えて、台湾の幼児教育施設はさらに経済の成長及び共働き家庭の支援に寄与することが求められる。第3に、施設の管轄機関の性質からみると、認定こども園は内閣府に所管される一方で、幼児園は教育部門に所管される。第4に、対象年齢は日本のほうが台湾より幅広く対応し0歳から利用することができる。台湾では、2歳未満の子どもは主にベビーシッターやベビーケアセンターを利用することになる。第5に、認定こども園が独自の法律に依拠することに対して、幼児園は全般的な幼児教育を規定される法律でおこなわれる。関連して、認定こども園はそれぞれに設置基準は従来の組織形態に依拠することに対して、幼児園の設置は専門的な法律が設けられている。さらに、教員資格・免許について、日本の場合は幼稚園免許状及び保育士資格の双方を保有する者が求められ、台湾は従来の幼稚園と保育所の制度を踏襲しながら、幼児園教師または幼保人員の資格を持つ者になっている。最後に、課程と教育内容

について、日本と台湾はともに総合的な施設に対する基準を設けている。

上述した比較に基づいて、日本と台湾における幼児教育統合政策の異同は、以下の3点にまとめることができる。

表 4-1 日本と台湾における総合的な幼児教育施設の比較

施設形態	認定こども園	幼稚園
導入背景	少子化、ニーズの多様化	少子化、ニーズの多様化、幼児教育の質保証、12年国民教育改革
理念と目的	保護者の就労に関わらず全ての子どもに対して平等であり、かつ、多様なニーズに対応した施設	経済発展の成長及び共働き家庭の支援を促し、子供に対して平等であり、かつ幅広い多様なニーズに対応できる施設
管轄機関	内閣府	教育部
法律根拠	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(通称「認定こども園法」)	「幼稚教育とケア法」
対象年齢	0～6歳	2～6歳
設置基準	(認可基準) 幼稚園、保育所の基準に原則として準じている。	「幼稚園及び各クラスの基本施設・設備に関する規定」(原語、幼稚園及其分班基本施設設備標準)
教員資格・免許	保育教諭(幼稚園免許状及び保育士資格の双方を保有する者)	幼稚園教師、教保人員
教育・活動内容	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」	「幼稚園教保活動課程大綱」

出典 筆者作成

まず全体として、日本と台湾で幼児教育統合政策が進められている中で、従来の制度に対する扱い方が異なっている。日本は認定こども園といった制度が導入されたが、こうした変革はなお従来の制度に依存している。つまり、日本は従来の制度に従いながら、その延長線上で認定こども園の枠組みを構築しているのである。第2節で述べたように、日本の幼保一元化とは地方の実情に合わせた一体的機能を持つ施設の誕生を意味するものであり、管轄機関、施設、教員資格や要領・指針などの一元化ということの意味しない。それに対して、台湾の統合政策は、幼児教育全般的な制度改革が求められている特徴がある。すでに述べたように、2012年に公布された「幼稚教育とケア法」は台湾の幼児教育制度にとって大きな出来事である。同法によって、幼稚園と托児所といった幼児教育施設はすべて幼稚園に転換させることが命じられた。こうした施設の統合だけでなく、法律根拠、設置基準、課程内容及び教員資格など一連の関連制度も形成されてきた。このように、台湾の統合政策は日本のように従来の枠組みを拡充しようとする動きに比べて、新たな制度を形成させる傾向がみられる。

そして、日本と台湾の幼托統合政策では、ともに多様なニーズに対応できる制度の形成を求めて総合的な施設が導入されたものの、台湾は組織の変革による施設の役割向上が図られている一方で、日本は施設の選択肢の増加が図られているとみることができる。こうしたことは、上述した制度形成のあり方とも関連しているが、日本は、従来の制度を維持しながら、総合的な幼児教育施設の導入が基本的な方針とされている。このように、幼稚園や保育所といった施設の機能の拡充、組合せ・連携の地域、家庭

状況などさまざまな需要に対応しようとしている。したがって、認定こども園は、さらに幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型に分けられ、それぞれに従来の組織特徴に基づいてより弾力的な教育・ニーズへの対応が行われている。それに対して、台湾は幼児教育制度を全般的に改革させることで、新たに総合的な施設の形成が求められる。つまり、台湾の幼児教育制度では幼稚園や托児所の施設や設備を整備し、幼稚園に転換することによって、それらの幼児教育施設をあらためて行政部門が認可し、より幅広いニーズに対応できるような総合的な幼児教育施設の創出が目指された。

最後に、日本と台湾は幼児教育制度に対して異なる位置付けを有している。日本の幼児教育制度は子どもの生活・成長を中心として子育て支援の向上が求められている。第2節で議論したように、日本の認定こども園は、課程内容や教員資格など制度的な枠組みを改革するより、地域との連携の向上または施設運営時間の延長など形態の面の整備に注目している。ここには、幼児教育段階施設の不足及びそれにとまなう待機児童問題といった背景があると考えられる。こうした背景のもとで、日本の幼保統合政策はより柔軟で子育てを支援できるような制度の形成が図られている傾向にある。それと対照して、台湾は幼児教育制度を正規教育体制の一環として考え、同制度と国民小学との連携及び社会・経済発展への寄与などを求めている。このように、台湾の幼児教育制度では家庭の子育ての支援より、全体として教育機能の向上が期待されている。

ここまで議論してきたように、日本と台湾では幼児教育の普及・向上という世界の潮流に則り、幼保一元化政策が進められてきているにもかかわらず、社会、文化、労働形態及び教育観などの影響を受けて、その政策・制度に異なる傾向がみられる。本稿で分析してきたように、日本では、子ども及び子育ての支援を中心に、多様な教育施設の提供がなされるものの、地域によって選択できる施設が異なってくる可能性があるなど、幼児教育の提供に関する平等性の課題が残っている。それに対して、台湾では、制度の統合による施設教育機能の向上が図られていることは、幼児教育の柔軟性、多様性の喪失などの問題が生じる可能性がある。こうした比較分析に鑑みると、日本と台湾における幼児教育の改革に関して、改めて制度的な「統一性」の重要性が提示できる。つまり、幼児教育統合政策に関する課題は、幼児教育を享受する受益者の側の平等性ということを考慮しながら、どのような制度設計で多様なニーズに対応できるか、またはそこで言及するニーズとは何を意味するか、どこまで対応しなければならないかといった「多様」、「総合的」の概念に対する「統一的な」または「平等な」一定の基準を定めることにあるのではないかということが示唆される。また、幼児教育段階の多くは正規教育体系の一環ではないため、より柔軟で多様な形式で提供することができ、その幼児教育も単に教育だけでなく、養護、子どもの衛生・健康、家庭との連携などの側面も含まれている。したがって、統一的で平等な基準を考える際にも、多様性、総合的な特徴を配慮しながらも、社会、経済及び家庭などの政策、及び諸教育制度と接続でき、合致するような枠組みの形成の創出が重要な課題となっている。

5. おわりに

ここまで、幼保一体化政策を進めてきた日本と台湾を対象とし、新たに提供され始めた総合的な幼児教育・保育施設に焦点をあてて、施設の導入経緯、目的と理念、制度的な枠組み、及び発展状況を検討し、施設の位置付けと役割を解明することによって、日本と台湾における幼児教育統合政策の異同及び課題を明らかにした。本稿によって、日本の幼児教育は従来の制度に従いながら、子ども及び子育ての

支援を中心とする一方で、台湾は全般的な統合策で進められており、施設の教育機能の向上が図られている傾向にあることを示した。こうした差異に対して、多様なニーズに対応できる制度を形成するために、より総合的な政策の観点が必要だと考えられる。

本稿では、主に政策及び制度の面から日本と台湾の幼保一元化施策を検討してきた。こうした検討により、多様性への対応、総合的な役割の向上という共通の動きを示した上で、多様なニーズに対する「統一性」の形成に関する課題も提示した。こうしたことから、幼児教育がいかに多様に役割の拡大をしながらも、一定の枠組みを形成できるかを、さらに実践の観点から考えなければならない。そのために、今後の課題として、本稿で明らかにした制度的な枠組みをふまえて、幼児教育の理解に重要である教育・保育観、課程内容及び教員資格といった側面の分析をおこなうとともに、一元化施策にともなう教員資格や新たな施設の質に関する問題など現場の状況に焦点をあてた実態の考察をさらに掘り下げたい。

注

- 1 教育部『第七次中華民國教育年鑑』教育部、2012年、560-561頁。
- 2 詳細は、OECD 編著、星三和子ほか訳『OECD 保育白書—人生の始まりこそ力強く：乳幼児期の教育とケア（ECEC）の国際比較』明石書店、2011年などを参照。
- 3 劉乙儀、張瑞村「從十二年國民教育政策脈動展望台灣學前教育的發展」『台灣教育評論月刊』4(2)、2015年、65-71頁；酒井朗・横井紘子『保幼小連携の原理と実践：移行期の子どもへの支援』ミネルヴァ書房、2011年；文部科学省『幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）』2010年。
- 4 邱志鵬「台灣幼托整合政策概念、規劃歷程及未來展望」『研習資訊』24(3)、2007年、3-21頁；山崎晃ほか「幼保一元化・一体化をめぐる諸問題：—保育関係者はこの問題をどのようにとらえているか」『保育学研究』第42巻第2号、2004年、272-285頁などがあげられる。
- 5 沈龍安「從《幼兒教育及照護法》論述幼托整合政策之實施現狀」『學校行政』101期、2016年、185-200頁；王明哲「學前幼兒教育改革驅勢—幼托整合政策分析」『教育驅勢導報』29期、10-18頁；池田祥子「幼保一元化」への模索：「子ども・子育て新システム」の理論課題」『日本教育政策学会年報』第19巻、2012年、23-39頁などがあげられる。
- 6 段慧瑩、張碧如、蔡嫦娟、張毓幸「托育機構因應幼托整合政策之現狀研究」『教育資料与研究』68期、2006年、1-22頁；邱嘉玲、魏美惠「幼托整合對公私立幼兒園影響之初探」『幼兒教育年刊』25期、2014年、163-183頁；新藤慶「幼保総合施設の実態と課題—認定こども園を扱った諸研究の検討を中心として」『新見公立短期大学紀要』第29号、2008年、181-188頁などがあげられる。
- 7 洪福財「台灣における幼児教育の現状—形式的統合から実質的統合への挑戦」『保育学研究』第52巻第2号、2014年、150-161頁；沈龍安「從日本學前幼兒教育論述台灣幼托整合政策之實施」『學校行政』106期、2016年、83-102頁；田澤薫「幼保一元化の可能性に関する史的検討」『保育学研究』第

-
- 49 巻第 1 号、2011 年、18-28 頁などがあげられる。
- 8 文部科学省 Web サイト 幼児教育部会（第 7 回）議事録・配布資料（平成 16 年） 資料 1-1 「幼稚園と保育所の連携についての提言等」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/008/siryo/04020401/002.htm（最終閲覧日 2020 月 2 月 14 日）
- 9 同上 Web サイト。
- 10 同上 Web サイト。
- 11 文部科学省 Web サイト 幼児教育部会（第 7 回）議事録・配布資料（平成 16 年） 資料 1 幼稚園と保育所の連携に関する経緯
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/008/siryo/04020401/001.htm（最終閲覧日 2020 月 2 月 14 日）
- 12 同上 Web サイト。
- 13 文部科学省 Web サイト 幼児教育部会（第 7 回）議事録・配布資料（平成 16 年） 資料 2 総合施設に係る主な検討事項
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/008/siryo/04020401/004.htm（最終閲覧日 2020 月 2 月 14 日）
- 14 平成 17 年（2005 年）中央教育審議会答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」第 3 章 幼稚園と保育所の連携の推進及び総合施設の在り方
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1420142.htm（最終閲覧日 2020 月 2 月 14 日）
- 15 別紙「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について（審議のまとめ）」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1420143.htm（最終閲覧日 2020 月 2 月 14 日）
- 16 内閣府 Web サイト 認定こども園概要 <https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/gaiyou.html>（最終閲覧日 2020 月 2 月 14 日）
- 17 「認定こども園制度の普及促進について（通知）」平成 21 年 20 文科初第 8100 号雇児発第 0331017 号。
- 18 内閣府 Web サイト 認定こども園概要 <https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/gaiyou.html>（最終閲覧日 2020 月 2 月 14 日）
- 19 内閣府・文部科学省・厚生労働省「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年）」2017 年、24 頁。<https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/kokujibun.pdf>（最終閲覧日 2020 月 2 月 14 日）
- 20 統計局ホームページ 人口推計 <https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.html>（最終閲覧日 2020 月 2 月 14 日）
- 21 厚生労働省「平成 30 年 10 月時点の保育所等の待機児童数の状況について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000500999.pdf>（最終閲覧日 2020 月 2 月 14 日）

22 文部科学省統計要覧

http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/koumoku.html、保育所関連状況取りまとめ

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000176137_00009.html、認定子ども園に関する状況について

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_27/pdf/s7.pdf および

https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/kodomoen_jokyo.pdf (最終閲覧日 2020 年 2 月 14 日)

23 洪福財、同上、2014 年、150-161 頁。

24 同上。

25 翁麗芳『幼児教育史』心理、1998 年。

26 教育部『幼托整合政策規劃結論報告書』教育部、2003 年。

27 行政院『行政院教育改革審議委員會第 3 期諮議報告書』1996 年、23-32 頁。

28 同注 26。

29 詳細は、簡宏江「幼托整合政策衝突之研究」『育達科大學報』第 26 期、2011 年、127-154 頁に参照。

30 同法が 2019 年に廃止された。

31 邱志鵬、同上、2007 年、3-21 頁。

32 詳細は、「十二年国民基本教育政策」に参照。

33 詳細は、『十二年国民基本教育課程綱要総綱』に参照。同綱要は 2014 年に制定公布し、2019 年から施行する。

34 陳得文「幼稚園教保課程綱要和十二年国教課綱之核心素養的銜接」『台湾教育評論月刊』7(3)、2018 年、65-71 頁。

35 小中高教育段階で備えるべき資質・能力が 9 つに設けられる。すなわち、心身素質と自己実現、科学技術と情報能力、表徴運用と意思疎通能力、対人関係と団体協働、多元文化と国際理解、体系的思考と問題解決、芸術教養と美的教養、計画執行と創造、道徳実践と公民意識といった 9 つの資質・能力である。

36 教育部『幼稚園教保活動課程大綱』教育部、2017 年。

37 詳細は、「幼児教育とケア法」第 16 条、第 17 条に参照。

38 詳細は「教保人員服務条例」に参照。

Comparative Study of the Unification of Kindergarten and Nursery
Schools Policy from the perspective of the Institution
—Focusing on the role of Taiwanese “Kindergartens” and Japanese “Certified Centers
for Early Childhood Education and Care” —

Yu-Ching LIAO
Ai KADOMATSU

This paper aims to clarify the difference and the issues of the Unification of Kindergarten and Nursery Schools Policy (Unification Policies) between Japan and Taiwan by analyzing the integrated-childcare-institutions, Taiwanese kindergartens and Japanese Certified Centers for Early Childhood Education and Care (Certified Centers). These institutions were introduced under the implementation of the Unification Policies. The background, purpose, institutional framework and the status of integrated-childcare-institutions were examined in this paper for exploring the research questions. The above examinations raise three different points of Unification Policies between Japan and Taiwan. First of all, Japan and Taiwan adopted the traditional system differently within implementing Unification policies. Secondly, although Japan and Taiwan’s Unification policies both introduced integrated-childcare-institutions for responding to education needs diversely, Taiwan put emphasis on organizational reform for enhancing the function of institutions. On the other hand, Japan mainly pays attention to increase the options between institutions. Lastly, the early childhood system was considered differently between Japan and Taiwan. Japan tends to create a more flexible system to support raising children. However, Taiwan’s early childhood education system is expected to offer quality education rather than to support raising children. To sum up, it is necessary to implement Unification policies from a more comprehensive perspective and think about how to respond to the various needs of the early childhood education system.